

第3号様式

令和8年度第1回船橋市下水道ウォーターPPP事業者選定に向けた
「船橋市PFI事業専門委員会」会議録

(令和8年5月29日作成)

- 1 開催日時 令和8年5月27日(水曜日)午後2時～午後4時
- 2 開催場所 船橋市役所6階 602会議室
- 3 出席者
 - (1) 委員 森田弘昭委員長、佐藤弘泰委員、岩本直登委員、川上高男委員、
平塚勇司委員、山崎佳久委員
 - (2) 事務局
 - ・ 下水道河川計画課：古越課長、岩城課長補佐、近藤係長、佐藤主任技師
 - ・ 下水道河川整備課：大川課長、五嶋課長補佐、土屋係長、西澤主査、榊主任技師、山口主任技師
 - ・ 下水道総務課：太田課長、高橋課長補佐、丸山係長
 - ・ 下水道施設課：廣川課長、齋藤課長補佐、豊田係長、田畑主任技師、小林主任技師
 - ・ 下水道河川管理課：吉岡課長、若杉課長補佐、金子課長補佐、佐野係長、倉又係長、松村係長、三原副主査、佐々木主任技師、西正技師
 - (3) その他 PwCアドバイザリー合同会社
(船橋市下水道事業ウォーターPPP事業者選定支援委託 受託者)
- 4 欠席者 なし
- 5 議題及び公開・非公開の別並びに非公開の場合にあっては、その理由
 - (1) 委員の紹介(公開)
 - (2) 委員長の選出(公開)
 - (3) 船橋市下水道ウォーターPPP事業者選定に向けた「船橋市PFI事業専門委員会」設置要領について(公開)
 - (4) 船橋市附属機関等運営ガイドラインについて(公開)
 - (5) 船橋市PFI事業専門委員会スケジュールについて(非公開)
 - (6) 実施方針(案)について(非公開)
 - (7) 要求水準書(案)について(非公開)

※議題(5)以降の審議内容については、船橋市情報公開条例第7条第5号に規定する不開示情報を審議することから、同条例第26条第2号に該当するため
- 6 傍聴者数 0人
- 7 決定事項
 - ・ 委員長は森田委員に決定
 - ・ 議題(5)以降及び次回以降の本会議の情報を非公開とすることを決定
 - ・ 委員への接触を禁止することを明記したうえで委員の氏名を公表することを決定
- 8 議事
 - (1) 委員の紹介

- (事務局) 次第に沿って進めてまいりますので、傍聴人がいる場合は入室のご案内をさせていただきます。
- (事務局) それでは、早速ではございますが、まず私から各委員のご紹介をさせていただきます。ご紹介いたしましたら、一言ずつご挨拶をいただきたいと思います。
はじめに、東京大学大学院 新領域創成科学研究科教授の佐藤弘泰委員です。
- (佐藤委員) ただいまご紹介いただきました、東京大学の佐藤と申します。よろしく願いいたします。
- (事務局) ありがとうございます。続いて、日本大学 生産工学部土木工学科環境工学研究室教授の森田弘昭委員です。
- (森田委員) 森田でございます。よろしく願いいたします。
- (事務局) ありがとうございます。続いて、公益財団法人 日本下水道新技術機構 研究第二部副部長の岩本直登委員です。
- (岩本委員) ご紹介いただきました岩本です。よろしく願いいたします。
- (事務局) ありがとうございます。続いて、地方共同法人 日本下水道事業団 ソリューション推進部 次長の川上高男委員です。
- (川上委員) 川上です。よろしくお願ひします。
- (事務局) ありがとうございます。続いて、船橋市建設局長の平塚勇司委員です。
- (平塚委員) 建設局長の平塚でございます。本日はどうぞよろしく願いいたします。
- (事務局) ありがとうございます。最後になりますが、船橋市下水道部長の山崎佳久委員です。
- (山崎委員) 下水道部長の山崎と申します。本事業がより良いものとなるよう、委員の皆様からは忌憚のないご意見をいただければと思っております。よろしく願いいたします。
- (事務局) ありがとうございます。次に事務局関係者を紹介します。
下水道総務課の太田課長、高橋課長補佐です。
下水道河川管理課の吉岡課長、若杉課長補佐、金子課長補佐です。
下水道施設課の廣川課長、齋藤課長補佐です。
下水道河川整備課の大川課長、五嶋課長補佐です。
下水道河川計画課のわたくし古越と岩城課長補佐です。
そのほか、各課の担当者が出席しておりますが、紹介は割愛させていただきます。
次に関係者の紹介ですが、本事業の事業者選定の支援をしていただいております PwC アドバイザリー合同会社です。
委員の皆様方よろしくお願ひ致します。
- (事務局) それではこれより次第にしたがいまして、議事にうつらせていただきます。

(2) 委員の選出

- (事務局) 次第の 2 委員長を選出にうつります。委員長の選出ですが、委員長は委員の方の互選により定めることになっておりますが、どなたか推薦はございますか。
- (山崎委員) 私から、先進事例で同様の委員会の委員長のご経験がある、森田委員をご推薦します。

- (佐藤委員、岩本委員、川上委員、平塚委員) 異議なし。
- (事務局) ありがとうございます。委員の皆様より異議なしのご発言をいただきましたので、委員長は森田委員を選出いたします。

(3) 船橋市下水道ウォーターPPP 事業者選定に向けた「船橋市 PFI 事業専門委員会」設置要領について

- (事務局) ここからの議事につきましては船橋市下水道ウォーターPPP 事業者選定に向けた「船橋市 PFI 事業専門委員会」設置要領第 5 条第 1 項の規定により、森田委員長を議長とし、議事進行をお渡ししますのでよろしくお願ひいたします。
- (森田委員長) 改めまして、皆様よろしくお願ひいたします。それでは、次第にそって進行いたします。次第の 3 船橋市下水道ウォーターPPP 事業者選定に向けた「船橋市 PFI 事業専門委員会」設置要領について事務局より説明をお願いします。
- (事務局) 事務局より説明いたします。お配りしました、資料 1 をご覧ください。

第 1 条では、プロポーザルの審査等を厳正かつ公正に行うため、本委員会を設置することが示しております。

次に第 2 条では、所管事項について、(1) 評価方法及び評価基準(評価項目、点数配分等)の審査に関すること。(2) 提案の審査及び評価に関すること。(3) 結果の公表方法に関すること。(4) 前 3 号に掲げるもののほか、第 1 条の目的を達成するために必要な事項に関すること。と示しております。

簡単に冒頭のみ一読させていただきました。

なお、本委員会は PFI 法第 1 1 条における客観的な評価を行うことを目的として本会議体を設けていることを申し添えます。

以上で次第 3 の説明を終わります。

- (森田委員長) ありがとうございます。委員の皆様からご指摘等はございますか。
- (佐藤委員) すでに本要領は施行されていて、その内容のご説明をいただいたと理解しました。

(4) 船橋市附属機関等運営ガイドラインについて

- (森田委員長) 次に次第の 4 船橋市附属機関等運営ガイドラインについて事務局より説明をお願いします。
- (事務局) 次第 4 船橋市附属機関等運営ガイドラインについて、事務局より説明いたします。お配りしました、資料 2 をご覧ください。船橋市附属機関等運営ガイドラインについて、本日の委員会に関連する箇所を抜粋したものとなります。2 ページから 3 ページをご覧ください。附属機関と附属機関に準ずるものの定義について記載があり、本委員会につきましては「附属機関に準ずるもの」となります。4 ページをご覧ください。附属機関等の設置、運営、公募及び公開等に関するフローがございます。ご説明させていただくのは、ステップ 2 及びステップ 4 についてとなります。7 ページをご覧ください。最下部赤枠内に記載がございますとおり、委員の氏名及び役職等はホームページで公表することとなりますことが定められております。14 ページをご覧ください。中段の赤枠内にございますとおり、船橋市情報公開条例第 2 6 条各号のい

れかに該当する場合は、会議の非公開を決定することができるとされております。次ページには、船橋市情報公開条例第26条各号を記載しておりますが、ここで重要となりますのが、会議の非公開の決定は、原則として会長等または会議で決めることとされております。本会議においては、事業者選定に係る情報や検討中の情報を含んでおり、公表することにより、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれや、特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものと考えますので、次ページに記載しました船橋市情報公開条例第7条第5号に該当するものと捉え、非公開とすべきと考えますが、このことについてご審議いただきたく、お願いいたします。

- (森田委員長) 公表非公表を審議したいものと理解しましたが、本委員会には、すでに傍聴人の入室が認められています。本議論において傍聴人はどのような建付けなのでしょう。
- (事務局) ここまでの議論については、船橋市情報公開条例の非公開情報に該当しない議題ですので、傍聴人の立ち入りは可能と整理しております。
- (森田委員長) 本委員会では、以降の内容の公開可否について議論するものと理解しました。
- (岩本委員) 船橋市付属機関等運営ガイドライン(以降、ガイドライン)の7pに委員長の選定が明記されていますね。委員の一覧表はいつ作成するのでしょうか。設置要領の中に記載するのでしょうか。
- (事務局) 要領を改訂し明記したいと考えています。
- (岩本委員) 了解しました。
- (川上委員) 先だって出す情報なのですか。
- (事務局) ウォーターPPPの先行事例では、実施方針等の公募資料において早い段階で委員の氏名を公表している例は限定的でございましたが、他市のガイドライン等に基づく記録やホームページにおいて掲載されている事例が一定程度存在することを確認しております。船橋市においても、ガイドラインに基づき、ホームページや議事にて委員の皆様の氏名を公表することになるので、実施方針にも掲載したい考えです。
- (森田委員長) これまでに携わった先行事例では、あまり早期に氏名を公表しない事例も存在しましたが、事業者選定委員会の際は、企業からのアプローチの可能性を考慮して公表したうえで委員への接触について記載していただきました。本委員会では、事業者選定も実施する予定ですか。
- (事務局) 後半2回の選定委員会で事業者選定を実施する予定です。委員の皆様の構成は、同一ですが前半と後半で異なる組織体を組織することを想定しています。
- (岩本委員) 業務上、民間事業者と関わる可能性が高く、優先交渉権者決定までに民間事業者からの接触の可能性を鑑みると、公表することも一案であると考えます。
- (川上委員) 本当であれば、業者との接触を考えると、最後まで出してほしくないのですが、ガイドラインに基づいて氏名の公表が先行してしまうのであれば、委員名を公表したうえで、委員への接触は禁ずることを明記すべきですね。
- (平塚委員) 先行事例の表現も参考としてください。
- (事務局) それでは、本委員会は事業者選定に係る議論をすることになるので非公開とすること、及び企業から委員への接触を禁ずる注意書きを加えることで実施方針(案)や委員会設置要領に委員の皆様の氏名を明記するものとして以降の資料も取りまとめてまいります。

- (佐藤委員) 本件に関係のない内容であれば、民間事業者との接触は認められますか。
- (事務局) 問題ない認識です。
- (森田委員長) その他ご意見等無ければ、事務局の説明のとおりといたしますがよろしいでしょうか。
- (佐藤委員、岩本委員、川上委員、平塚委員、山崎委員) 異議なし。

(議題 (5) 以降、非公開審議のため省略)

9 資料・特記事項

- 次第
- 船橋市下水道ウォーターPPP事業者選定に向けた「船橋市PFI事業専門委員会」設置要領
- 船橋市附属機関等運営ガイドライン抜粋版

10 問い合わせ先

下水道部下水道河川計画課下水道計画係 電話：047-436-2662